

業績目標 1-2-2：デジタルの活用による業務の効率化・高度化

〔従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。〕

上記目標の概要

手続や業務のデジタル化により、業務の効率化・高度化を図っていくためには、従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を不断に見直していくことが重要です。

国税庁では、国税総合管理（K S K）システムの刷新に取り組んでおり、書面中心からデータ中心の業務に移行して集約処理することでより一層の効率化を図っていくことを踏まえ、従来、個々の税務署で行われていた申告書の入力や審査等の内部事務について、専担部署（センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」（以下「センター化」といいます。）を推進し、効率化された事務量を生かして外部事務等の充実を図るためのインフラ整備に取り組みます。

また、税務調査等の際の納税者による追加資料の提出や、国税当局から金融機関に対する預貯金情報の照会などについて、オンライン化を推進し、官民の業務の効率化を図ります。

このほか、調査や徴収などの外部事務については、モバイル端末やリモート環境を活用して、業務の効率化・高度化を図ります。

（上記目標を達成するための施策）

業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進

業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進

業1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化

業績目標1-2-2についての評価結果

業績目標についての評定

A 相当程度進展あり

評定の理由

施策「業1-2-2-1」から「業1-2-2-3」までの評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。

なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。

業績の分析

（必要性・有効性・効率性等）

センター化の推進は、内部事務の集約処理により効率化された事務量を生かして外部事務等の充実を図るために必要かつ有効な取組です。そのため、令和3事務年度に国税局の機構として業務センター室を設置し、一部の税務署の内部事務を集約処理しました。

また、預貯金情報の照会や税務調査等で必要な資料の提出についてオンライン化を図ることは、各種業務のデジタル化を図っていく上で重要であり有効です。今事務年度は、一部の金融機関と預貯金情報の照会事務のオンライン化を開始し、また、税務調査等で必要な資料の提出について、納税者がe-Tax を利用してオンラインで提出できる仕組みを整備したことは、有効な取組でした。

さらに、データ活用等による税務執行の効率化・高度化のための取組として、国税職員が納税者の事務所等を訪問した際、持参したモバイル端末から専用回線を通じて国税庁のシステムにアクセスし、納税者のデータを基に必要な分析を行えるよう、専用のモバイル端末の配備を行いました。

引き続き業務の効率化・高度化のため、これらの取組を拡大することが重要です。

施策	業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進		
測定指標 (定性的な指標)	[主要]業1-2-2-1-B-1：内部事務のセンター化の状況		
	目標	<p>一部の税務署を対象として「内部事務のセンター化」を実施し、内部事務を効率的に集約処理します。</p> <p>(目標の設定の根拠) デジタル化を前提に業務の在り方の見直しを行い、内部事務の業務の効率化を実現することが重要であることから、目標として設定しました。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>(実績) 令和3事務年度から、国税局の機構として業務センター室を設置し、一部の税務署の内部事務を集約処理しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由) 上記のとおり、令和3事務年度からセンター化を実施し、内部事務を効率的に集約処理したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価		a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も全税務署を対象としたセンター化の実施に向けて取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業1-2-2-1に係る参考情報

参考指標 1：内部事務のセンター化の対象となる税務署数

(単位：署)

事務年度	令和3年度
対象税務署数	92

(出所) 長官官房企画課調

参考指標 2：業務センター室における申告書（所得税・消費税（個人））の

入力件数及び処理件数割合

(単位：千件、%)

事務年度		令和3年度
所得税	入力件数	4,238
	処理割合	18.7
消費税 (個人)	入力件数	223
	処理割合	19.6

(出所) 長官官房企画課調

(注) 処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室において入力した申告書件数の占める割合です。

参考指標 3：業務センター室における申告書（相続税）の入力件数及び処理件数割合
 （単位：千件、％）

事務年度	令和3年度
入力件数	26
処理割合	17.2

（出所）長官官房企画課調

（注）処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室において入力した申告書件数の占める割合です。

参考指標 4：業務センター室における申告書（法人税・消費税（法人））の入力件数及び処理件数割合
 （単位：千件、％）

事務年度		令和3年度
法人税	入力件数	495
	処理割合	16.2
消費税 （法人）	入力件数	381
	処理割合	18.7

（出所）長官官房企画課調

（注）処理割合は、申告書の総提出件数のうち、業務センター室において入力した申告書件数の占める割合です。

施策	業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進		
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-2-2-B-1：照会等のオンライン化の状況		
	目標	<p>預貯金情報の照会及び税務調査に必要な資料の提出についてオンライン化を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠） 官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図っていくことが重要であることから、目標として設定しました。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 申告書の審査や税務調査等を行う過程においては、金融機関に対して預貯金情報の照会を行うことや納税者に対して必要な資料の提出を求めることがあります。これらの業務について、これまで書面や対面により行われてきましたが、官民の業務の効率化を図る観点から、オンライン化を図りました。</p> <p>預貯金情報については、民間事業者によるサービス等を活用し、金融機関との預貯金等の照会・回答業務のオンライン化を開始しました。オンライン化により、これまで1～2週間かかっていた回答情報の取得までに要した日数は、2.3日（注）となりました。</p> <p>税務調査等で必要な資料の提出については、令和4年1月から納税者がe-Taxを利用してオンラインで提出できる仕組みを整備しました。</p> <p>（注）令和3年10月利用開始から令和4年3月末までに行った照会に対して回答までに要した日数の平均値となります。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 一部の金融機関との間で預貯金情報の照会・回答業務のオンライン化</p>	○

	を開始したこと、税務調査等で必要な資料について、e-Taxを利用してオンラインで提出できる仕組みを整備するなど、オンライン化を推進したことから、達成度は「○」としました。
施策についての評価	a 相当程度進展あり
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も官民の業務の効率化を実現するため、各種業務のデジタル化を図る必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。

業1-2-2-2に係る参考情報

参考指標 1：オンラインによる預貯金照会において回答までに要した日数（平均）
（単位：日）

事務年度	令和3年度
平均日数	2.3

（出所）長官官房デジタル化・業務改革室調

施策	業1-2-2-3：データ活用による税務執行の効率化・高度化	
測定指標（定性的な指標）	[主要]業1-2-2-3-B-1：モバイル端末の配備状況	
	目標	<p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の配備を拡大することにより、効率的かつ高度な調査・徴収の実施や働き方改革に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠） セキュリティを確保しつつ、デジタル技術を活用した調査・徴収の効率化・高度化等に取り組むことが重要であることから、目標として設定しました。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができる事務用モバイルパソコンを令和4年1月に10,000台配備し、効率的かつ高度な調査・徴収の実施につなげるとともに、テレワークの推進やペーパーレスによる打合せ等の働き方改革に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 上記実績のとおり、モバイル端末を配備し、効率的かつ高度な調査・徴収の実施やテレワークの推進等の働き方改革に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>
施策についての評価	a 相当程度進展あり	
評価の理由	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も国税庁全職員（約5万6千人）に対するモバイル端末の配備に取り組む必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。	

業1-2-2-3に係る参考情報

参考指標 1：共有フォルダへのアクセス等が可能なモバイル端末の配備台数

(単位：台)

事務年度	令和3年度
配備台数	10,000

(出所) 長官官房デジタル化・業務改革室調

評価結果の反映	以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。
	<p>(業1-2-2-1：内部事務のセンター化の推進)</p> <p>センター化の対象となる税務署を拡大し、業務センター室において実施する内部事務の更なる効率化に努めます。</p>
	<p>(業1-2-2-2：照会等のオンライン化の推進)</p> <p>預貯金等の照会・回答業務のオンライン化に対応する金融機関の拡大や税務調査に必要な資料のオンライン提出の普及を通じて、照会等のオンライン化の推進に努めます。</p>
	<p>(業1-2-2-3：データ活用等による税務執行の効率化・高度化)</p> <p>共有フォルダへのアクセスや電子メールの送受信ができるモバイル端末の配備を更に拡大することにより、税務執行の効率化・高度化に取り組みます。</p>

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

業績目標に係る 予算額等	区 分		令和元年度	2年度	3年度	4年度
	予算の状況 (千円)	当初予算	42,170,087	48,559,978	(注3) (60,336,522)	(注3) (60,003,262)
		補正予算	△141,197	2,779,375	(注3) (182,668)	(注3) -
		繰越等	0	△2,666,896	(注3) N.A.	/
		合計	42,028,890	48,672,457	(注3) N.A.	
執行額(千円)	40,659,622	47,869,547	(注3) N.A.			

(注1) 令和3年度「繰越等」、「合計」及び「執行額」は、令和4年11月頃に確定するため、令和4事務年度実績評価書に掲載予定です。

(注2) 令和元年度予算については、予備費として134,735千円が計上されています。

(注3) 国税総合管理(KSK)システム等のシステム関係の予算額は、令和3年度予算から、内閣官房及びデジタル庁に「(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費」として一括計上されています。

(概要)

国税総合管理(KSK)システム及び国税電子申告・納税システムの整備に必要な経費

実績目標に関連する 施政方針演説等内閣 の主な重要施策	<ul style="list-style-type: none"> ○「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定） ○「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定） 		
実績評価を行う過程 において使用した 資料その他の情報	該当なし		
前事務年度実績評 価結果の施策への 反映状況	業績目標1-2-2：デジタルの活用による業務の効率化・高度化は、令和3事務年度実績評価実施計画において新たに策定された目標です。		
担当部局名	長官官房（会計課、企画課、デジタル化・業務改革室）、課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、徴収部（管理運営課、徴収課）、調査査察部（調査課）	実績評価実施時期	令和4年10月